

1. 先日ご提出いただいた「算定基礎届」をもとに

「標準報酬月額決定通知書」を同封しています。

従業員の皆様の健康保険料は、本年9月分より「標準報酬月額決定通知書」の決定額が基礎になりますので、ご確認いただき**大切に保管ください**。(なお、別途7月または8月の月額変更届を提出されている方は記載されていません。それぞれの決定通知をご確認ください。) ※決定通知後に7,8,9月の月額変更届をご提出の場合は算定基礎届の決定額ではなく、当該届出の決定額が優先です。

2. 被扶養者の現況調査の実施について

当健康保険組合では健康保険法施行規則に基づき、既に認定されている被扶養者について資格の確認調査(検認)を毎年実施しています。被扶養者現況調査を9月中旬頃各事業所様に送付させていただきますので、ご協力をお願いいたします。(提出期限10月13日必着)

なお、今回の調査につきましては、原則添付書類は省略いたします。但し、仕送りが必須要件の方、自営業の方については省略いたしません。また、その他必要に応じて添付書類を求める場合もございますので、その際はご協力の程お願いいたします。年金受給やパートをされているご家族の年間収入の確認や、該当者がお分りの場合は仕送りの証拠書、確定申告の写し等のご準備のお声かけをお願いします。

3. 健康保険組合では、本年はメンタルヘルスの無料電話相談事業を実施しております。

近年、顕著にメンタル系疾患の患者様が増加傾向にあります。年度初めに事業所様および春の「けんぽだより」にて被保険者の皆さまにも配布いたしました。利用者が少ない状況です。

再度、チラシを同封いたしましたので、重症化を予防するきっかけになる「無料電話相談」を広く周知し、ぜひ事業所内で従業員の皆さまにお知らせいただけましたら幸いです。

安衛法に基づく事業主健診の結果データの提供について **(お願い)**

※当健保の健診をご利用の場合は送付不要です。

令和4年度から、健保の求めに応じて事業主健診の結果データを健保組合に提供することが「高齢者の医療の確保に関する法律」により義務化されています。

つきましては、まだ事業主健診の結果データを健保組合に提出されていない事業所様は、ぜひご提供いただきますようお願いいたします。

☆データでご提供をお願いします☆

※健診を行った医療機関に「XML データ」(国の指定する全国統一のデータ様式)でお願いしてください。

(データ提供に係る費用は領収書(写)等を添付いただきましたらお支払いいたします)

◎ご提供いただいた健診結果に基づき、加入者の健康管理に役立てていきたいと考えていますので、ご協力をお願いします

PepUp. っーしん

8月1日からPep Up 内で「健康クイズ」を実施中です。

健康にまつわる6つのカテゴリーのクイズに答えて健康リテラシーを向上させましょう!

間違えても何度もチャレンジできます。全問正解して600ポイントを獲得してください。

来月は再び「日々の記録チャレンジ」を実施します。毎日の体重計測や、歩く習慣付けを目的としています。チャレンジ期間は記録を入力すると最大で120ポイントが付与されます。チャレンジ期間が終わっても記録をつけていくことができますので、ご自身の健康管理やモチベーション向上にお役立てください。

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。(ホームページもご利用下さい。)

大阪府電気工事健康保険組合

☎ 06-6486-9013